

## 高山幼稚園

### プール遊び

6月24日に例年より遅いプール開きをしました。以降、梅雨の合間を縫って水着に着替え、準備運動をして、プールへ。クラスの数ずつが交代で入り、ジャンプをしたり、ワニ泳ぎをしたり、水の心地よさを味わったりしています。



### 英語に親しもう

幼稚園では毎月ALTのニック先生、地域コーディネーターの平形さん、石坂さんをお招きして、英語遊びを行っています。今回は色に関する表現でした。ゲームを楽しみながら色の名前を英語で覚えました。



7/31

高山運輸倉庫  
株よりマスク  
4000枚が  
寄贈されました

7月31日(金)に高山運輸倉庫(株)の都筑雅彦代表取締役社長が高山村役場へ来庁し、不織布マスク4000枚を寄贈されました。



7/19

婦人会  
「クリーン作戦」を  
実施しました

7月19日(日)好天に恵まれ、県道洪川下新田線でクリーン作戦を実施しました。

参加人数は20名で、熱中症対策として水分補給をし、流れる汗を拭きながら車道の脇やガードレールの外側を、小さなゴミまで丁寧に拾って歩きました。

自動車ではなかなか気づくことのできないゴミの状況は、一人ひとりの小さなマナーで大きく変わること気づいた1日でした。

この美しい高山村を守るために、微力ながら今後もこの活動を続けてまいります。





8/6

## 吾妻交通安全協会 高山支部活動

8月6日、吾妻交通安全協会高山支部役員の皆さんにより、交通安全対策の一環として、道路支障木の除去とカーブミラー清掃が行われました。

8月1日現在において、高山村は14年連続で、交通事故死者0を達成しています。

今後も引き続き、交通安全活動の推進を図り、村民皆様と協力し、交通事故0を目指したいと思えます。

尚、各ご家庭で運転や歩行の妨げになるような道路沿いの樹木・垣根等は除去していただきますようご協力をお願い致します。

## くらしの情報

### information

## 国民年金



### 国民年金保険料「産前産後期間」の免除について

国民年金第1号被保険者が平成31年2月1日以降出産を行った際に、出産前後一定期間の国民年金保険料が免除される制度です。

●**免除期間** 予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間（多胎妊娠の場合は出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間）

●**届出方法** 出産予定日の6カ月前から提出可能です。役場の国民年金担当窓口へ以下のものを提出してください。

・国民年金被保険者関係届書（申出書）  
・母子手帳の写し等の出産予定日が証明できるもの

### 年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

### ●対象となる方

・**老齢基礎年金を受給している方**

（以下の要件を満たしている必要があります）

・65歳以上である

・世帯員全員が、市町村民税が非課税となっている

・年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である

・**障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方**

（以下の要件を満たしている必要があります）

・前年の所得額が約462万円以下である

### ●請求手続き

①平成31年4月1日以前から年金を受給している方

対象となる方には、日本年金機構から請求手続きのご案内が9月上旬から順次届きます。同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）を記入し提出してください。

②平成31年4月2日以降に年金を受給しはじめた方

年金の請求手続きと併せて年金事務所または市区町村で請求手続きをしてください。

※年金生活者支援給付金のご請求でお困りになった時には、「給付金専用ダイヤル」(☎0570・05・4092)または「洪川年金事務所」(☎0279・22・1607)へお問い合わせください。

### 屋外広告物美化キャンペーンを実施します

9月1日～9月10日は国土交通省が定める「屋外広告物適正化旬間」です。県では、9月1日～9月30日を「屋外広告物美化キャンペーン」実施期間として、違反簡易広告物の除却作業や違反広告物の是正指導等、屋外広告物の適正表示に向けた取り組みを重点的に実施します。

群馬県は屋外広告物条例を制定して、屋外広告物を設置できる地域や物件のほか、広告物の表示面積や高さなど、屋外広告物に関するルールを定めています。高山村で屋外広告物を設置するためには、群馬県屋外広告物条例に従って、原則、許可を受けることが必要です（小規模な自家広告物等、一部の場合を除く。）。条例に違反した広告物を設置した場合には、県による罰則の対象になります。

許可申請窓口は、左記問い合わせ先の中之条土木事務所です。屋外広告物に関する基準や許可の申請方法については、群馬県のホームページからも確認できます。

ルールを守って、適正な屋外広告物の設置をしましょう。

●**問い合わせ先** 中之条土木事務所施設管理係 ☎0279・75・3047